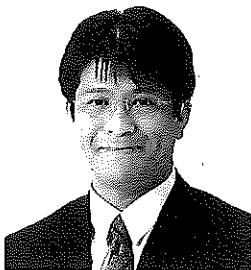


(一社) 全国福祉用具専門相談員協会



岩元 文雄

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長

1. 軽度者の利用制限とふくせんの設立

介護保険スタートから1年が経過した時点で、福祉用具の利用者数は、他の介護サービスに比べて大きく伸び悩みました。この原因は、ご利用者の福祉用具利用に対する心理的抵抗にあるとみて、本会の前理事長・故山下一平氏を中心に関係者が協力して、2002(平成14)年度から「福祉用具の日」(10月1日)を創設。この心理的抵抗感を払しょくできる社会環境づくりに取り組み、大きな成果を上げることができました。この活動は、福祉用具の良さを社会的に認知してもらい、多くの方に使ってもらうという、いわば「量」を意識した取り組みでした。

もともと介護保険の創設当初、国は「保険あってサービスなし」と制度批判が起きないよう、サービスの基盤整備に重点を置き、事業者の参入促進を積極的に進めました。その後、基盤整備に目途がついた平成15年度に、介護給付の適正化事業を創設。サービスの「質」の確保に向けた政策へ方向転換を行いました。このようななか、畔上加代子氏(現ふくせん副理事長)をはじめ、一部の関係者から、福祉用具専門相談員の質の向上を目的に、職能団体設立の議論が始まりました。

そして、福祉用具関係者が、サービスの「質」をさらに意識せざるを得なくなったのは、2006(平成18)年度の制度改革の時でした。一部の軽度者に不必要的福祉用具を使っている事例があるとして、軽度者には一律に特殊寝台や車いす等の利用制限の措置が行われたのです。福祉用具関係者は、パーキンソン病など、一部に必要性の高い方もいるとして、介護度による一律の制限には反

対。国との折衝の結果、例外給付が認められました。この過程で、例外給付の判断を福祉用具専門相談員に任せてほしいと要望。しかし、職種全体として専門性の水準が高くないという政策判断から、この要望は認められませんでした。

交渉の当事者であった山下一平氏は、悔しい思いをしながらも、この反省を踏まえて、福祉用具専門相談員の質の向上、社会的地位の確保のためには職能団体の設立が不可欠と判断。関係者に協力を呼びかけ、翌2007(平成19)年7月に全国福祉用具専門相談員協会を設立しました。設立総会には、福祉用具関係者はもとより、当時の厚生労働大臣や振興課長も列席するなど、福祉用具に関わる政・官・民の関係者が、生まれたばかりの職能団体の門出を大いに祝いました。

2. 職業倫理の確立と福祉用具個別援助計画の普及啓発活動

国家資格の専門職は、資格法に基づく義務規定と、職能団体の倫理綱領の二つの行動規範に従い、専門職としての社会的役割や責任を果たしています。一方、介護保険法施行令に規定される福祉用具専門相談員は、資格法のない任用資格で、専門職に不可欠な行動規範がありませんでした。そこで、設立直後の2008(平成20)年、村尾俊明氏(元ふくせん理事、元テクノエイド協会常務理事)を委員長に起草委員会を設置。「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を策定しました。「福祉用具専門相談員の」としたのは、本会の会員はもとより、広く福祉用具専門相談員の行動規範となることを願った表現です。

ちなみに、平成27年4月施行の指定講習の新カリキュラムでは、新たに「職業倫理」が追加されたことから、指定講習で本会の倫理綱領が教材として活用され、多くの初任者が職業倫理を学んでくれることを期待しています。

さらに行動規範の次に着手したのは、まさに本会の設立目的である専門性の向上です。福祉用具専門相談員の多くは40時間の指定講習(2015(平成27)年4月以降は50時間)の修了者です。資格試験もなく、履修時間も少ないとから、いくら個々人に知識・技能があつても、専門性は適正に評価されませんでした。そこで、東畠弘子氏(現ふくせん理事)の助言で、私の会社で始めていた計画様式をベースに検討を加え、2009(平成21)年にふくせん版・福祉用具個別援助計画を開発。個々の専門性を“見える化”するツールとして、各地で公開事例検討を開催するなど普及啓発に努め、福祉用具専門相談員に活用を呼びかけました。

2010(平成22)年には、ふくせん版・モニタリングサイトを開発。これにより、福祉用具による利用者支援のP D C Aサイクルも確立し、業務の標準化にも寄与できました。その後、厚生労働省・老人保健健康増進等事業(以下、助成事業)のなかで、福祉用具個別援助計画書を通じたケアマネジャーとの連携方策や、計画の作成・活用における課題抽出の調査研究等を実施。平成24年度の計画作成等の義務化を後押しすると共に、計画の質のバラツキをなくすための「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」策定にもつながりました。

福祉用具個別援助計画は、当初、福祉用具専門相談員の専門性の見える化を通じ、専門職としての立場を明確にするという取り組みでした。福祉用具貸与は、他の介護サービスと異なり、運営基準に個別サービス計画の規定がないなど、保険給付としての位置づけは脆弱でした。保険財源が厳しい中、給付サービスの基本である計画的、継続的なサービス提供の仕組みをつくらないと、福祉用具貸与の将来は危ないという危機感もあり、政策的にこの活動に取り組んだ側面もあります。この間、現場で頑張ってきた福祉用具専門相談員の皆様には、本当に感謝したいと思います。

3. 指定講習の見直しと福祉用具専門相談員のスーパーヴィジョン

行動規範(倫理綱領)が定まり、専門的判断を示すツール(福祉用具個別援助計画等)を通じた他の専門職との連携も強化され、福祉用具専門相談員の専門職としての立場も徐々に固まりつつあります。この流れを確実なものにするには、“現任者”が継続的に職業能力の開発・向上に努められる仕組みづくりが必要です。本会では、平成24年度助成事業により、「研修ポイント制度」を開発。制度では、研修受講の実績に応じてポイントを付与。福祉用具専門相談員は、受講履歴を管理したり、研修計画等の作成指標として利用したりすることで、計画的・継続的にレベルアップを目指すことができます。

一方、2013(平成25)年度助成事業では、“初任者”的質を確保する観点から、福祉用具専門相談員指定講習(以下、指定講習)の見直し作業に着手。この結果、2015(平成27)年4月からの新カリキュラムには、専門職としての行動規範を学ぶ「職業倫理」や、「福祉用具サービス計画」等の科目が追加(10時間増の50時間)され、修了評価を実施することなどが改正内容として施行されます。また、厚生労働省は介護保険法施行令も改正し、2015(平成27)年4月から訪問介護員養成研修修了者を福祉用具専門相談員の資格対象から除外する見直しを行いました。(経過措置期間は2016(平成28)年3月31日まで)

加えて、指定講習の見直しのなかでは、福祉用具専門相談員が指定講習の講師要件に加えられました。福祉用具専門相談員の活躍の場が広がるなか、本会では、福祉用具サービス計画の科目で講義を務められる福祉用具専門相談員を養成する目的で、2014(平成26)年度に「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(以下、S V)養成研修」を開催。指定講習事業者にS Vを紹介する活動を開始しました。平成27年度も継続してS Vを養成し、さらに働きかけを強めていく予定です。また、平成27年度はこれに加え、S Vを対象に一層のレベルアップを目指した実践研修も開催する予定にしています。平成28年度には介護支援専門員の更新研修が改正されます。ゆくゆくはそこで福祉用具の講師を務められるよう、

人材養成を目指しているところです。スーパーヴィジョンは、専門職団体の研修・教育体系に不可欠な仕組みですが、この確立の道筋が見えてきたといえます。

4. 自己研鑽の努力義務を担保する研修ポイント制度

厚生労働省は、指定講習の見直しを踏まえ運営基準を改正し、現任の福祉用具専門相談員に対し必要な知識の修得及び能力の向上に常に努めるという、「自己研鑽の努力義務」を課すことになりました。国家資格の専門職は、資格法に自己研鑽の努力義務が明文化されています。一方、福祉用具専門相談員の場合、省令である運営基準に明文化。自己研鑽の主語はあくまで福祉用具専門相談員ですが、運営基準が事業所の遵守する基準であるため、事業所(者)も従業員の自己研鑽に責任をもつことになります。運営基準の各項目は実地指導の対象なので、努力義務とはいえ、より強制性の高いものとなるでしょう。

福祉用具専門相談員が、この運営基準を遵守し、継続的に職業能力の開発・向上に努めるためには、①事業所(者)の理解、②地域における研修機会の確保、③研修受講の結果を適切に評価する仕組みづくりなど、福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援する環境づくりが求められます。そこで活用できるのが、前述の「研修ポイント制度」です。本会では関係者と連携して、福祉用具専門相談員、福祉用具貸与事業所(者)、行政、研修実施者、ケアマネジャー等を対象に、普及・啓発活動を展開します。この第一弾として、4月16日、大阪・パリアフリー2015の会場で普及啓発シンポジウムを開催し、その後、年間を通じて活動に取り組んでいきます。

研修ポイント制度は、自己研鑽を「見える化」(可視化)するなど、努力義務を担保する仕組みです。従来、研修受講という「インプット」のみを評価していますが、検討委員会では、講師や研究会、学会発表など、「アウトプット」も評価する充実策を検討中です。私も運営委員を務める「福祉用具プランナー研究ネットワーク」では、2015(平成27)年7月に研究大会を開催します。参加者は本会会員も多いことから、研究大会での発表者を本制

度で評価できれば個人の励みになります。プランナーである福祉用具専門相談員が、全国レベルの研究大会で発表し、その実績(アウトプット)を研修ポイント制度で評価する。そのような自己研鑽のスタイルが普及すると、福祉用具専門相談員の全体の底上げにもつながると期待しています

5. 地域包括ケアシステム時代における福祉用具専門職

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活が営めるよう医療、介護、介護予防、生活支援、住まい等が包括的に提供される仕組みです。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、整備が急ピッチで進められています。この仕組みが定着するには、自宅はもちろん高齢者住宅など、福祉用具も含む住環境整備がカギを握るのではないかでしょうか。残念ながら、国レベルの制度・政策論議では、福祉用具や住宅改修などの検討はされていません。

しかし、2015(平成27)年4月以降は、政策論から実践段階に移行することから、地域レベルで徐々に福祉用具や住宅改修に係る課題について議論も始まると思います。ここで重要なのは、「地域ケア会議」に福祉用具専門相談員や、福祉用具プランナーなど福祉用具専門職が参加し、議論に参加することです。地域ケア会議は、ミクロの個別課題を論じ、これらの議論の積み重ねから、マクロの政策(保険運営)に反映させる仕組みでもあります。地域ケア会議での議論を通じて、地域ケアシステムにおける福祉用具の導入効果や、福祉用具専門職の役割が明確になり、欠かせないサービス、欠かせない専門職になることを期待しています。

そのためにも、福祉用具専門相談員の皆様には、運営基準に基づく自己研鑽の努力義務を遵守し、専門性の向上に努めると共に、他の専門職と関係強化に努めて頂きたいと思います。このような、一人ひとりの取り組みを確実に行うことで、国民から信頼される専門職となって、介護保険制度の中で確かな位置づけを得られると信じています。大変ですが、ぜひ、皆様のご努力を期待しています。